

港資源化センター運営業務委託事業候補者募集要項

1 目的

港資源化センターでは業務委託により、区が回収した資源プラスチック、びん、缶及びペットボトルを選別、圧縮、梱包し、再生工場へと搬送するための中間処理を行っています。また、区民から無料で提供された木製家具等を随時展示し、希望者に販売する、家具のリサイクル展を実施しています。

これらの多様な業務を安全かつ円滑に行うためには、事業者が業務内容や趣旨を理解し、業務遂行に必要な能力と安全策を有していることが求められるため、公募型プロポーザル方式により事業候補者を募集選考します。

2 業務概要

(1) 件名

港資源化センター運営業務委託

(2) 業務内容

① 資源の中間処理

② 家具のリサイクル展事務室の運営

※詳しくは、別紙1「仕様書」を参照してください。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※契約は、単年度となります。なお、令和11年度までの契約については、適正な事業運営がなされていると認められる場合に限り、事業候補者として推薦します。

(4) 事業規模

年間 314,703,000 円（税込）までとします。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。なお、提案は上記金額を超えないものとし、事業規模を超える提案を行った場合は失格とします。

(5) 参考資料

ア 港資源化センターで処理する資源の量（令和5年度実績）

品目	資源回収量（単位：kg）
資源プラスチック	2,561,880
びん	3,408,012
缶	669,277
ペットボトル	1,447,890

イ その他参考資料

- ・以下の URL から確認してください。

名称	URL
港区ごみ排出実態調査報告書 (令和4年度)	https://www.city.minato.tokyo.jp/unei/25haisyutucyouasa.html
港資源化センターリーフレット	https://www.city.minato.tokyo.jp/jigyokeikaku/kurashi/gomi/seso/shisetsu/chukan/shigenkacenter/documents/shigenkacenterpamphlet_japan.pdf

・港資源化センターは、施設の開館日であれば、港資源化センター2階の見学通路から自由に見学することができます。

ただし、施設職員へ直接質問をすることは禁止します。質問のある場合は、【様式1】質問書を用いて、12月16日午後5時までに所定の方法にて行ってください。（「7 質問書の受付・回答」参照。）

(6) 特記事項

ア 施設の大規模改修工事について

港資源化センターでは、令和12年度から大規模改修工事を開始する予定です。

大規模改修工事を実施するにあたり、令和7年度にZEB※基礎調査、令和9年度に基本計画策定、令和10～11年度に設計を実施予定です。

本業務を受注した場合、各段階において、施設の使用状況等の資料提出、改修工事实施に向けた調整業務等が発生します。

※ZEBとは、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称で、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支を正味（ネット）でゼロにすることを目指すものです。

イ エレベーター更新工事について

港資源化センターでは、令和11年度に南側エレベーター更新工事を予定しています。

設計および更新工事の実施にあたっては、円滑な工事实施への積極的な協力、臨機応変な対応、調整等の業務が発生します。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とし、各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再

- 生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。)にないこと。
- (4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(平成16年7月30日16港政契第238号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年1月26日23港総契第1157号)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。
共同事業体を構成する(代表企業ではない)構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、区内事業者優遇に係る加点の対象とはなりません。
- (7) 過去10年間に地方公共団体の資源化施設における中間処理業務委託の実績があること。

※(6)の区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価点を優遇します(詳細は「港資源化センター運営業務委託事業候補者選考基準」を参照してください)。

4 選考スケジュール(予定)

事項	日程
募集要項の公表・配布期間	令和6年12月9日から 令和7年1月15日 午後5時まで
参加予定事業者現地説明会	令和6年12月12日
募集要項に対する質問受付期限	令和6年12月16日 午後5時まで
質問一斉回答	令和6年12月23日
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和7年1月15日 午後5時まで
第一次審査(書類審査)結果通知	令和7年2月5日予定
第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和7年2月19日(予定)
第二次審査結果通知	令和7年2月下旬予定
契約手続き	令和7年3月下旬
業務委託開始	令和7年4月1日

※第二次審査の日程が変更になった場合は、参加事業者へ別途通知します。

5 配布書類等

(1) 配布場所

配布書類は、港区ホームページからダウンロードしてください。

(2) ホームページ掲載期間

令和6年12月9日から令和7年1月15日まで

(3) 配布書類

プロポーザル実施関係

- ・募集要項
- ・【別紙1】仕様書
- ・【別紙2】港資源化センター運營業務委託事業候補者選考方針

提出資料関係

- ・【様式1】質問書
- ・【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書
- ・【様式3-1】共同事業体構成書
- ・【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状
- ・【様式3-3】委任状
- ・【様式4】事業者概要及び業務実績
- ・【様式5】業務従事予定者の経歴
- ・【様式6-1】から【様式6-4】まで 企画提案書
- ・【様式7】プロポーザル参加辞退届

6 参加予定事業者現地説明会

次のとおり現地説明会を実施します。

(1) 日時

令和6年12月12日 午後2時30分から午後4時まで

(2) 場所

港資源化センター（所在地：東京都港区港南五丁目7番1号） 2階 見学者説明室

(3) 参加申込

「14 担当・連絡先」へ、令和6年12月11日 午後5時までに電話でお申込みください。

(4) 参加人数

1事業者につき2名以内でお願いします。

7 質問書の受付・回答

募集要項等の内容に関する質問について下記により対応します。（電話での問合せは対応しません。）

(1) 受付期限

令和6年12月16日 午後5時

(2) 提出方法

【様式1】質問書に必要事項と質問を記入の上、「14 担当・連絡先」まで電子メール又はF A

Xで送信してください。電子メールによる送信の場合、タイトルは「港資源化センタープロポーザル質問」とし、質問書のファイル形式はMicrosoft Office Wordにしてください。

なお、電子メール受信後、こちらから受信確認のメールをお送りします。12月17日 午前10時までに受信確認メールが届かない場合には、電話にてご連絡ください。

(3) 回答

令和6年12月23日に、すべての質疑に対する回答書を全参加予定事業者へ電子メールまたはFAXを送信し、また、港区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出受付期間

令和6年12月9日から令和7年1月15日 午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

「14 担当・連絡先」の記載のとおり。

(3) 提出方法

事前に電話予約の上、直接担当まで持参してください。

(4) 提出資料

- ① 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書
- ② 【様式3-1】共同事業体構成書 ※該当する場合のみ提出。
- ③ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状 ※該当する場合のみ提出。
- ④ 【様式3-3】委任状 ※該当する場合のみ提出。
- ⑤ 登記簿謄本 ※該当する場合のみ提出。
- ⑥ 加対象となる地域貢献活動項目がある場合は、各項目指定の提出書類
※該当する場合のみ提出。【別紙2】港資源化センター運営業務委託事業候補者選考方針参照。
- ⑦ 【様式4】事業者概要及び業務実績
- ⑧ 【様式5】業務従事予定者の経歴
- ⑨ 【様式6-1】から【様式6-4】まで 企画提案書
以下の項目について提案してください。

項目	内容
資源の中間処理	・業務の安全性の確保と安定した事業運営（人材確保、設備の維持管理、円滑な作業場運営、事務作業の正確性確保および効率化のための工夫等）をするための対策を提案してください。 ・選別の質を確保するための作業方法を提案してください。（資源の種類ごとの不適物除去方法等）
家具のリサイクル展	・接遇の向上、利用者の利便性向上に対応するための対策を提案してください。

業務体制	・業務体制及び人員配置を提案してください。なお、業務内容に即した知識や技術及び経験を有した人員の配置がわかるように記載してください。
------	--

⑩ 【任意様式】見積書

「資源の中間処理」及び「家具のリサイクル展」について個別の金額がわかるよう、算出根拠を明確に記載してください。

⑪ 会社概要（様式指定なし、パンフレット等可）

(5) 提出部数

ア 提出資料①から⑥及び⑪ 1部

イ 提出資料⑦から⑩ 正本1部、副本8部

※ 提出資料⑦から⑩は順番に重ねて、書類ごとにインデックスを付け、ファイルに綴じてください。正本1部は表紙に事業者名を記入し、副本8部については事業者名を記入しないでください。また、すべての提案書等の中には、事業者名（協力事業者名を含む。）を特定する事項（社名、マーク等）を記入しないでください。

ウ 提出資料（正本・副本）データを格納したCD-R 1枚

※ CD-R等表面には社（者）名を記入してください。データのファイル形式は、Microsoft Office Word 及び PDF としてください。

※提出資料データをCD-R以外の媒体での提出を希望する場合は、「14 担当・連絡先」へ事前に電話またはメールにてご相談ください。

(6) 留意事項

各資料は、A4判タテ、両面印刷、文字ポイントは11pt以上で作成してください。

⑨企画提案書は、グラフ、表の使用も可能ですが、様式6-1から6-4までの合計で10ページ以内とし、ページ余白は初期設定（上25.4mm、下25.4mm、左19.05mm、右19.05mm）から変更しないでください。

9 事業候補者の選考と審査

【別紙2】港資源化センター運営業務委託事業候補者選考方針のとおりです。

10 提案にあたっての注意事項

(1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。

- ① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
- ② 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合

(2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。

(3) 提出書類等の返却はいたしません。

(4) 書類提出後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。

- (5) 質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。
- (6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (7) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとしします。
- (8) 企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
- (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとしします。
- (10) 参加表明後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、【様式7】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

11 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとしします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加にあたりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) F A X等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、令和7年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) このプロポーザルは、選考された事業候補者との契約を確定するものではありません。契約手続きについては、選考委員会により事業候補者を選考後、みなとりサイクル清掃事務所で事業候補者として決定します。その後、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。
- (11) 事業候補者からの提案について、提案した事業候補者が選考された場合、区は提案内容を仕様書へ追加することができるものとしします。

12 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、すべて区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表となります。（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書

を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

13 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物として、同法第 18 条第 3 項第 3 号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

14 担当・連絡先

環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所ごみ減量・資源化推進係

所在地：〒108-0075 港区港南三丁目 9 番 59 号（みなとりサイクル清掃事務所 2 階）

電 話：03-3450-8025

FAX：03-3450-8063

E-mail：minato35@city.minato.tokyo.jp